

事業主様

林材業労働災害防止協会島根県支部

〒690-0886 松江市母衣町55番地「島根県林業会館」内

電話 0852-21-3852

## 改正前「伐木等の業務（則第36条第8号）特別教育」修了者を 対象とした補講イ（2. 5時間講習）の開催について

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成31年2月14日付け基発0214第9号（以下「施行通達」という））が施行され、改正前の特別教育修了者が施行日（令和2年8月1日）以降にチェーンソーを用いた伐木造材作業に就くためには、定められた時間の補講を受講することが必要となっています。

このため、改正前の伐木業務（則第36条第8号）特別教育修了者で林災防各支部において受講し修了証を取得された方を対象に、下記のとおり補講イを開催しますのでご案内致します。

### 記

- 開催月日：令和5年8月23日（水）9時～12時（受付8:30～）
- 会場：島根県林業会館 松江市母衣町55 TEL 0852-21-3852
- 定員：35名
- 講習内容

科目		範囲	時間
学科	伐木等作業に関する知識	造材の方法、 下肢の切創防止用保護衣等の着用	1時間
	関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1時間
実技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	30分

### 5. 受講料（消費税込み）

- 林災防島根県支部会員：4,400円
- 非会員：5,500円

### 6. 受講申込

#### (1) 申込方法

別紙「受講申込書」に必要事項を記入し、林災防各支部発行の修了証のコピー、本人確認のできる公的書類の写し（免許証、保険証など）を添えて下記申込先へ郵送等でお申し込みください。

※写真は6ヶ月以内に撮影した上半身無帽のもの。

※電話、FAX等での事前予約は不可。

※消せるボールペンでの記入は不可。

〈お問合せ・申込書送付先〉

〒690-0886 松江市母衣町55番地 島根県林業会館  
林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部 宛  
電話 0852-21-3852

(2) 申込期限 令和5年8月9日(水)

※定員に達した場合は受付を終了します。

(3) 受講料の納入

- ① 受講票送付の際に別途お知らせします。
- ② 令和5年8月18日(金)以降のキャンセル・欠席の場合は、受講料等の返金には応じかねます。

7. その他

(1) 持ち物

- ・本人確認ができる運転免許証、健康保険証など
- ・筆記用具
- ・保護ズボン又はチャップは極力持参ください。

(2) 林災防以外の団体で受講された修了証をお持ちの方の対応

受講された団体等で補講を受けていただきますようお願いいたします。ただし、県の研修機関又は他の災防団体及び登録教習機関で受講された方で、該当機関による以下の証明を添えていただける場合には受付ます。

証明内容：平成31年2月14日付け基発0214第9号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」の記の第2の1の(3)のイに該当する者であること。